

# 令和5年度 吹田市地域福祉市民フォーラム（レジュメ）

## テーマ

- ❖ と き：2024（令和6）年2月10日（土）13：30～14：15
- ❖ と ころ：千里山コミュニティセンター多目的ホール&Zoom
- ❖ 講 師：種智院大学人文学部社会福祉学科 明石隆行  
(吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議委員長)

判断能力が不十分な人も自分らしい生活を続けていけるように（権利擁護）支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

1 ひとり暮らしがだんだん難しくなってきた桑井千里さん（P2）

成年後見制度のあらまし

2 決められた後見人が本人に代わって法律的に支援するのが成年後見制度（P5）

1.3 成年後見制度の利用促進の取組みの経緯（P16）

2.4 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の考え方（P19）

3.5 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能（P20）

成年後見制度の利用を促進させる取組

4.6 地域連携ネットワーク・多職種連携・権利擁護支援チームの形成（P22）

1.7 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議で検討した概要（P24）

2.8 予定されている吹田市の中核機関の主な業務内容

吹田市では中核機関の設置を予定されている

9 大阪府域の市民後見人の活動（P26）

10 スマホで学ぶ成年後見制度（P33）

成年後見制度の新たな担い手として期待されている市民後見人

# 1 ひとり暮らしがだんだん難しくなってきた<sup>くわい</sup>桑井千里さん

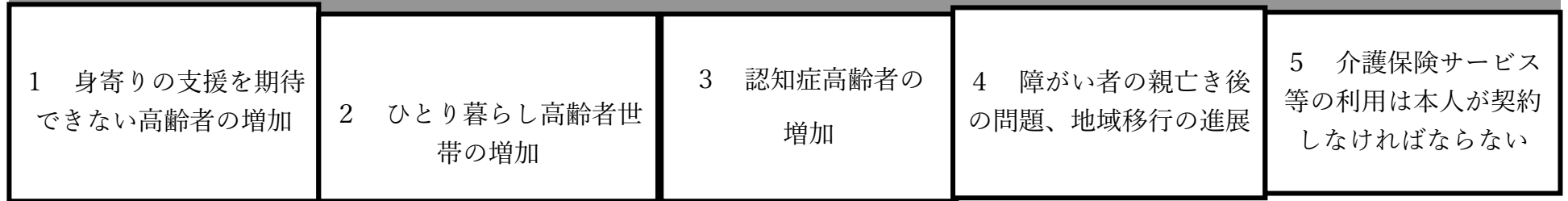
## ひとり暮らしをしている桑井さん (82歳女性、認知症)

- ✓ 1年前にアルツハイマー型認知症と診断された。
- ✓ 娘がいるが、遠方の県で暮らしている。
- ✓ 最近、認知症が進んで、ガスを使うのも危うくなってきた。
- ✓ スーパーで買い物をして、お金の計算ができず、いつもレジでお札を出して、小銭がたくさん貯まっている。
- ✓ 通帳をタンスにしまい込んだのを忘れてしまい、銀行の窓口へ行って再発行してもらったが、また忘れてしまって、そのたびに銀行へ行っている。
- ✓ 定期預金の満期案内の郵便物が届いても内容の理解がむずかしい。



## 2 成年後見制度の利用を必要とする人の増加

### 成年後見制度が必要とされる主な背景



地域福祉活動の推進＝民生委員・地域支えあいネットワーク推進事業・高齢者見守り事業、日常生活自立支援事業等

例

預貯金のおし入れをする

公共料金等の支払いや手続きをする

悪徳商法からの被害を防止、回復する

介護保険サービス、障がい福祉サービス利用の契約をする

虐待事案の増加：深刻な虐待事案（セルフネグレクト含む）に対応する

障害者の地域移行後や、親亡き後の支援をする

地域の支え合いだけでは、法律行為等ができず、権利が守られない。

### 3 地域福祉に関する吹田市の市民アンケートから見た市民の意識

#### 1 地域生活の中で福祉について気になっていること

- ひとり暮らしの高齢者のこと 42.9%
- 高齢者世帯のこと 36.4%
- 寝たきりや病気、認知症の方がいる世帯のこと 26.5%

#### 2 地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（住民の主体的な取組）

- 住民相互の日常的な対話・交流・支え合い 37.6%
- 地域の問題を自分のこととして考えること 32.9%
- 自治会等が住民の身近な暮らしの問題や安全・防犯等に取り組む 23.8%

#### 3 成年後見制度の認知度

- ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている 36.0%
- ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない 36.0

#### 3 成年後見制度の利用意向

- 必要になれば利用したい 39.5%
- 将来に備えて後見人を選んでおきたい 2.8%
- 利用しようとは思わない 19.1%

#### 4 成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なこと

- 制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会等） 49.7%
- 制度利用の方法などに関して身近な相談窓口があること 34.8%

#### 4 決められた後見人が本人に代わって法律的に支援するのが成年後見制度

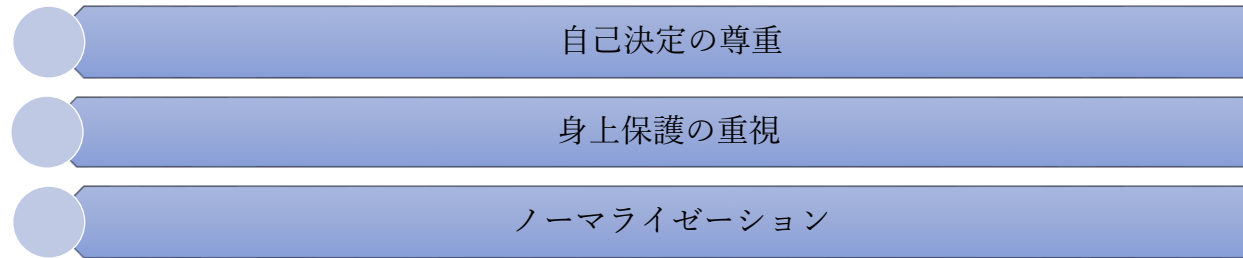
判断能力が低下した人の法律行為を代理し、支援する制度です。

認知症・知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方（以下、「本人」という）について本人の権利を守る援助者（以下、「成年後見人等」）を選ぶことで、**本人を法律的に支援する制度**

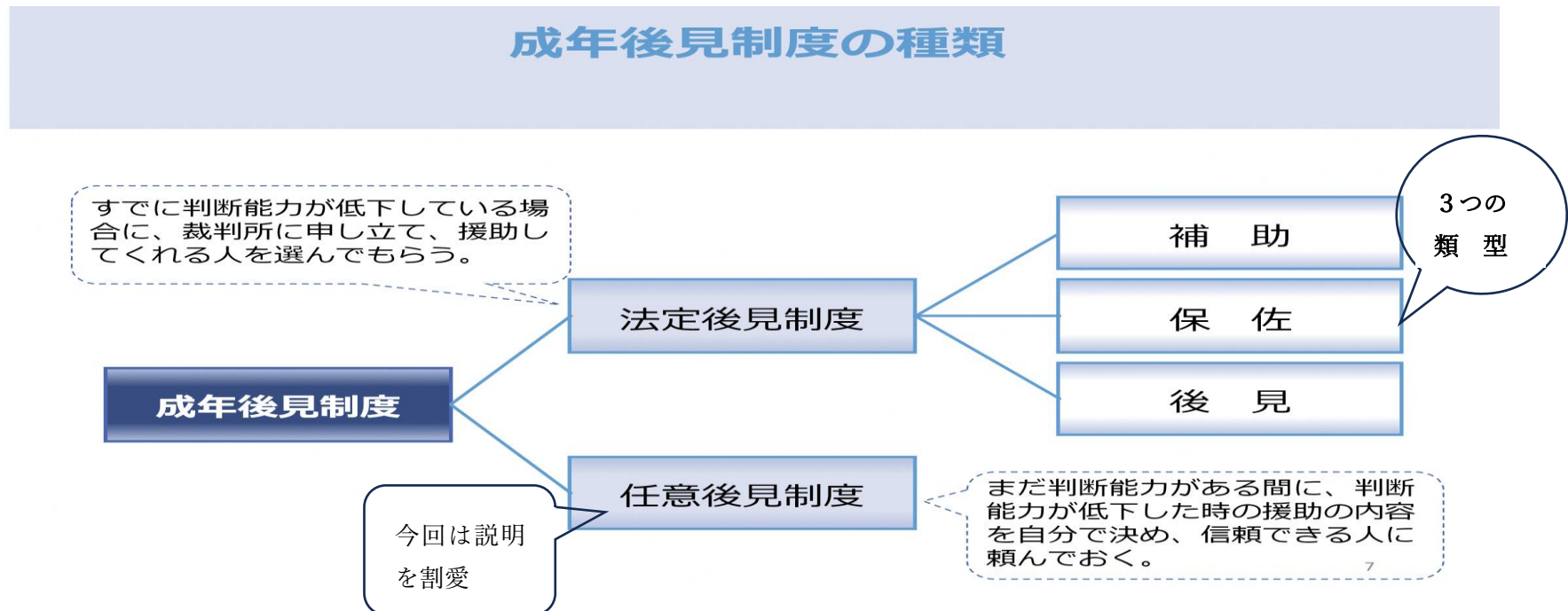


**本人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護**

## 5 成年後見制度の理念

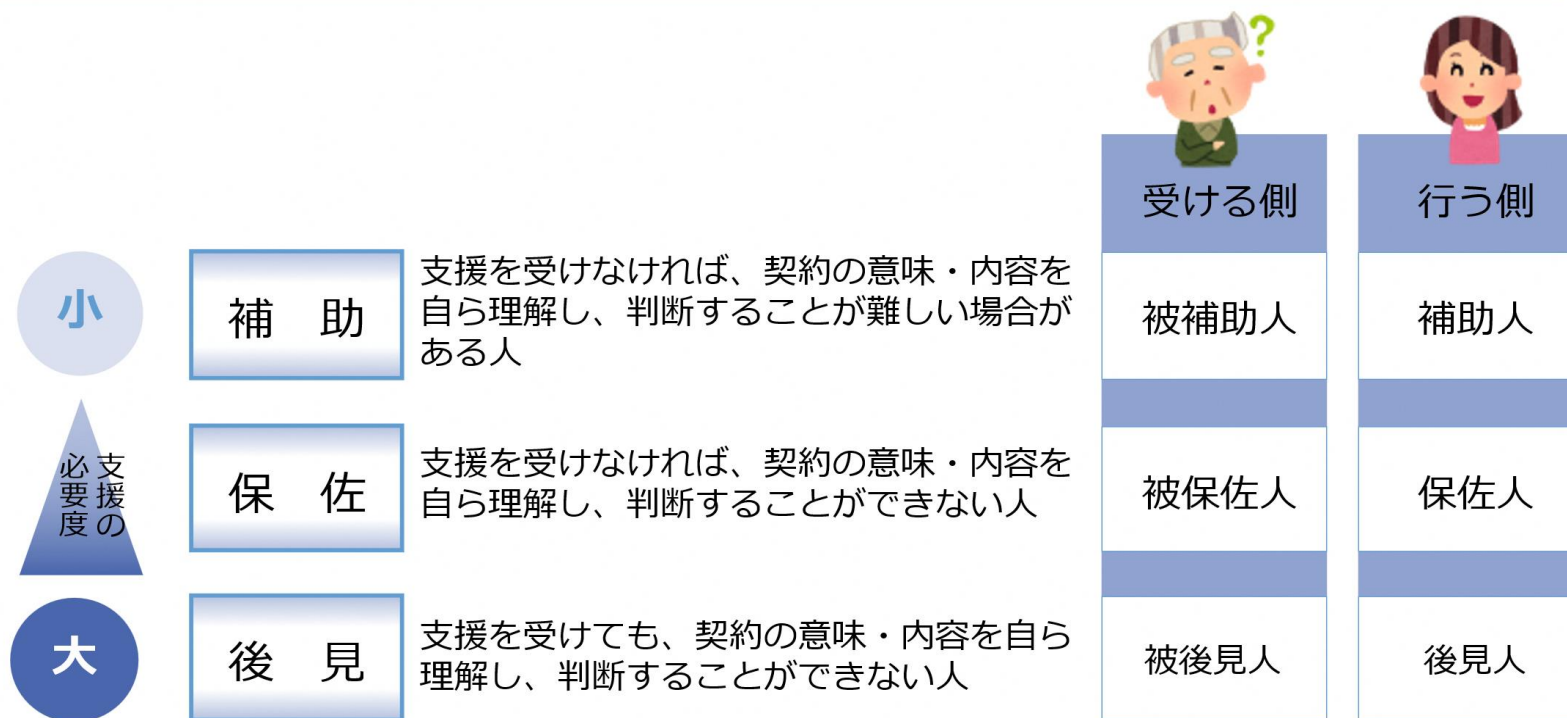


## 6 成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2種類



## 7 法定後見制度の類型

### 法定後見制度の類型



#### 注意

これらはいくまで法律上の分類であり、同じ類型の人であっても個々人の判断能力は異なります。また、後見類型の人であっても、身近なことや特定の事項について自己決定できる人は少なくありません。 8



## 8 成年後見制度の家裁への申し立ては誰が？

### 成年後見制度の申立てができるのは？

本人、配偶者、4親等内の親族など

市町村長による申立て



認知症や知的障がい、精神障がいがある人の「福祉を図るため特に必要があると認めるとき」


- 親族がいない（2親等までの調査、申立意向の照会）
- 親族がいても協力を得られない（長年交流がない、関わりたくない、虐待を受けているなど）





## 9 成年後見制度を利用する手続き

### 成年後見制度を利用するための手続き（家庭裁判所への申立て）

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てを行う  大阪家庭裁判所

#### ① 申立てに必要な資料を準備します



申立書、診断書、申立人の戸籍謄本、本人の戸籍謄本・住民票等、申立費用が必要です。  
(家庭裁判所で申立書式が無償で配布されています。)

#### ② ①の資料を家庭裁判所へ提出（申立て）します



家庭裁判所へ事前予約が必要です。提出された書類をもとに審問・調査等が行われます。

現在は予約不要

#### ③ 後見人等選任の審判



家庭裁判所から審判結果が告知されます。告知して2週間経過後、審判が確定します。

## 10 成年後見人等の職務

### 法定後見制度の利用

#### 成年後見人等の職務



#### 身上保護

福祉や医療など、生活全般にわたる見守り（本人にとっての最善を考える）

（例）

- ・ 施設・病院の入退所（院）
- ・ 介護サービスの利用契約
- ・ 本人が安心して生活ができるように環境を整えること など



#### 財産管理

本人に属する財産の管理を目的とする行為

（例）

- ・ 預貯金・現金の出納管理
- ・ 将来的な収支予定（財産の増減）の計画
- ・ 給付金や年金等の申請 など

## 11 法定後見人の立場

### 法定後見人の立ち位置

- **家族・親族のための活動ではありません。**
- **本人の財産と法定後見人や家族の財産は、明確に区分しなければなりません。**  
☞“他人性”の認識が必要です。
- **事実行為※を行う義務はありません。**  
☞事実行為が必要な場合には、別途手配して契約をすることになります。
- **医療同意権はありません。**  
☞手術を受ける際の同意をしたり、入院時の連帯保証人になることはできません。

※事実行為とは…

例えば、散歩をする、入浴する、食事をするなど、権利や義務が生じない行為をいいます。

24

(大阪府市民後見人養成講座オリエンテーション資料)

## 12 成年後見制度の利用状況等

### 成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

R4 : 245, 087

まもなく700万人に！

#### <認知症者数 ※1>

約600万人(推計値:令和2年)

#### <軽度認知障害 ※2>

約400万人(推計値:平成24年)

#### <知的障害者数(在宅) ※3>

約 96万人(平成28年)

#### <精神障害者数(外来) ※4>

約389万人(平成29年)



<成年後見制度の利用状況 ※5>



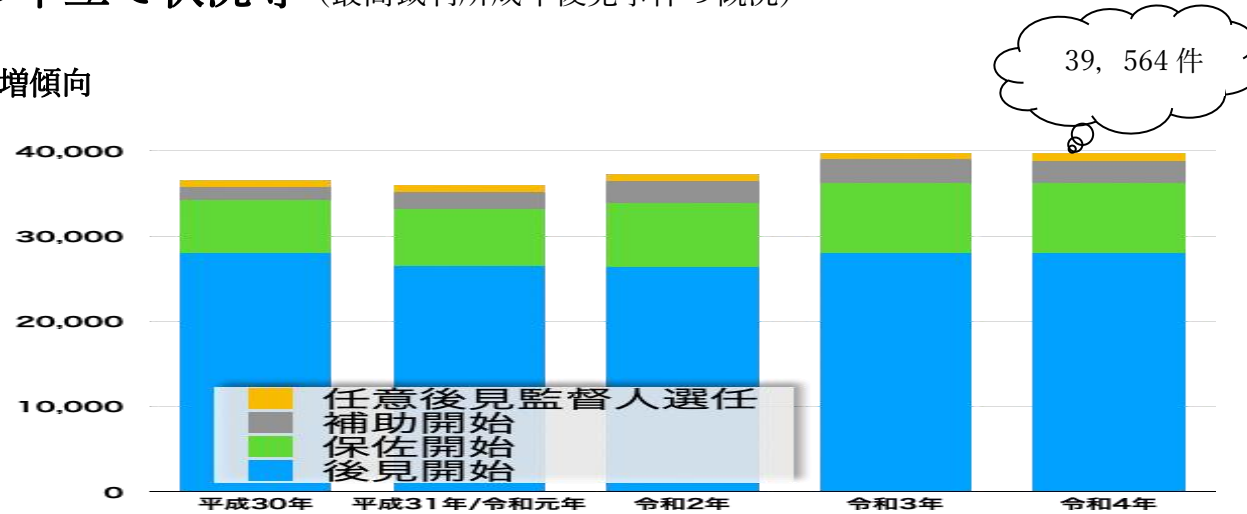
※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)  
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)  
 ※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」  
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家賃局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。



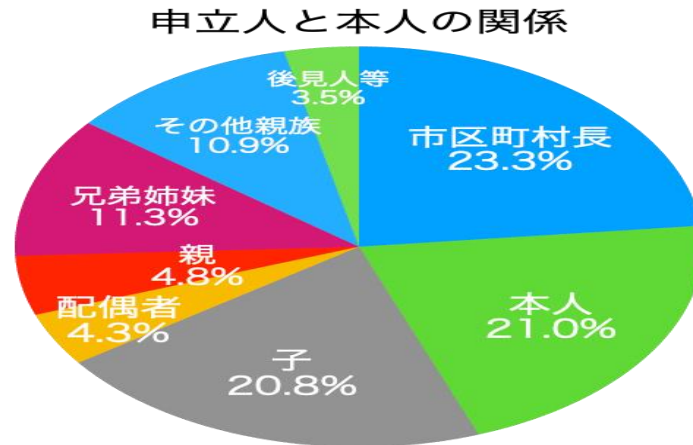
### 13 成年後見制度の申立て状況等 (最高裁判所成年後見事件の概況)

(1) 申立て件数：近年は微増傾向



(2) 申立人と本人の関係

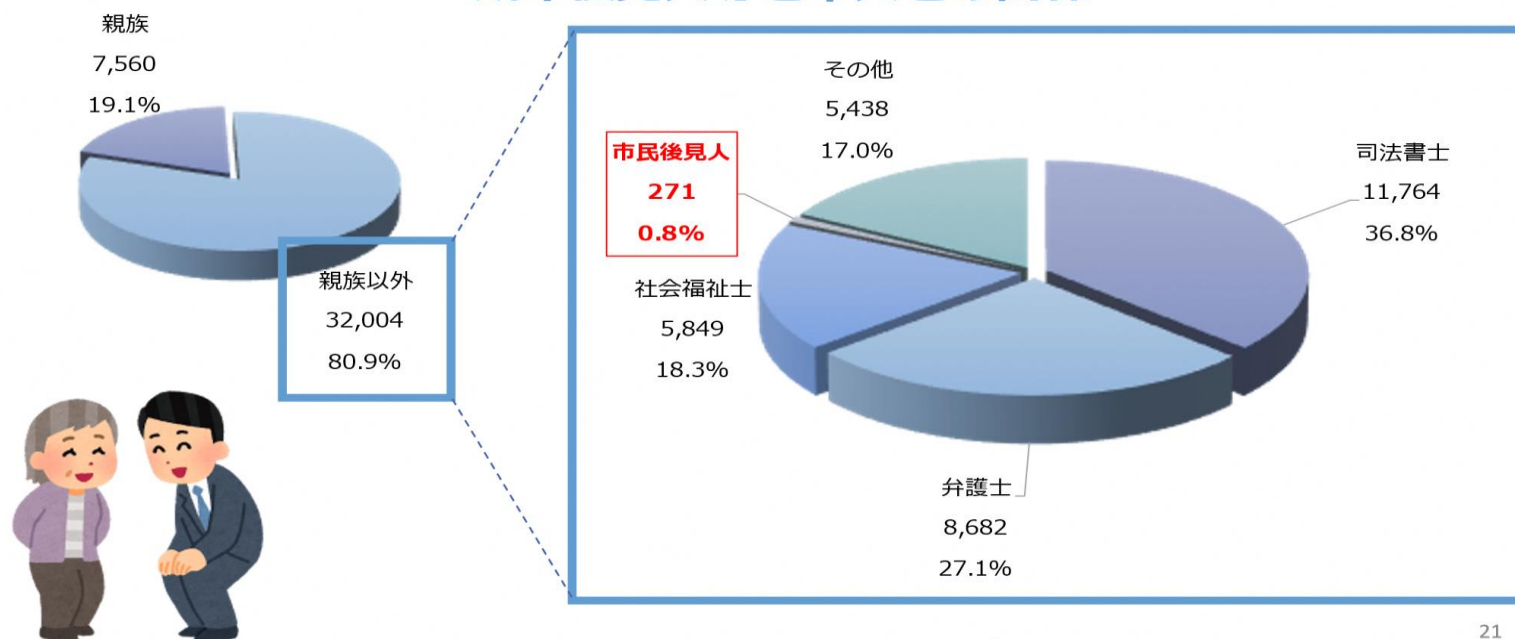
市区町村長申立の占める割合が最も高く、年々増加傾向にある。 身寄りの支援が期待できない高齢者等の増加を反映している。



### (3) 成年後見人等と本人の関係別件数

## 2. 法定後見制度の利用

成年後見人等と本人との関係 (単位：人)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和11月～12月)」

利益相反関係にある者は、後見人等になることは避けなければならない。利益相反とは後見人等にとって利益となり、本人には不利益となるおそれのある行為をいう。(例) 後見人等が営む介護サービス事業者との間で本人のための利用契約を結ぶ場合等。

## 14 任意後見制度とは

### (参考までに) 任意後見制度とは

- 平成12年4月にスタートした制度で、自分が元気なうちに、自分の判断能力が低下した場合に備えて、将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておくことができます。
- 法定後見が裁判所の審判によるものであるのに対し、任意後見は契約によります。
- 任意後見人候補者（受任者）と本人が契約当事者となり、契約は公正証書によって行われます。
- 任意後見監督人が裁判所から選任されて、任意後見契約が発効します。
- 本人の死亡により契約は終了します。





## 15 成年後見制度利用促進の取組の経緯

### (1) 成年後見制度利用促進の取組経緯

P12 参照

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成 28 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立。  
\* 認知症高齢者は令和 2 年には約 600 万人（推計）に、令和 7 年には約 700 万人になる見込み。一方、利用者は令和 2 年末時点で約 24 万人。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。（期間は H29～R3 年度の 5 年間）☞ 一期計画
- 令和 4 年 3 月に二期基本計画を閣議決定。（期間は R4～R8 年度の 5 年間）
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - ・各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を作っていく必要がある。

### (2) 第一期計画の課題と第二期計画における対応について（地域連携ネットワークに焦点をあてて）

第一期計画の課題（平成 29 年度～令和 3 年度）	第二期計画における対応（令和 4 年度～8 年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度とその運用について</li> <li>○後見人の報酬について</li> <li>○<u>地域連携ネットワークづくりについて</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の権利擁護支援を適切に行う<u>地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家裁の連携の仕組み）の整備が進んでいないこと</u></li> <li>・高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手の確保</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実</li> <li>○成年後見制度の運用の改善、後見人の適切な報酬の付与</li> <li>○<u>地域連携ネットワークづくりの推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備</u> （整備率 R2.10 月：15%、R3 年度末見込み：44%）</li> </ul> </li> <li>○地域連携ネットワークの計画的整備のため、<u>全市町村で基本計画を早期に策定</u>。（策定率は R2.10 月：16%、R3 年度末見込み：59%）</li> <li>○市民後見人や法人後見の担い手の育成</li> </ul>

## 16 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について～共生社会の実現～

### 第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



## 17 権利擁護支援の定義

○権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。

○権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

○第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考  
え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの

成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。(第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～ 令和4年3月25日閣議決定)

## 18 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の考え方

### ○権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方（一部抜粋）

権利擁護支援を必要としている人は、そのひとらしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を作っていく必要がある。

司法（家裁、弁護士会等）、福祉、介護、金融、医療、消費生活等

#### ① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- ・個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。

#### ② 地域連携ネットワークづくりの進め方

- ・権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- ・地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するかを明らかにすること
- ・また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人の支援を適切に行うことができるようにする（自立支援）必要がある。

（厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室）



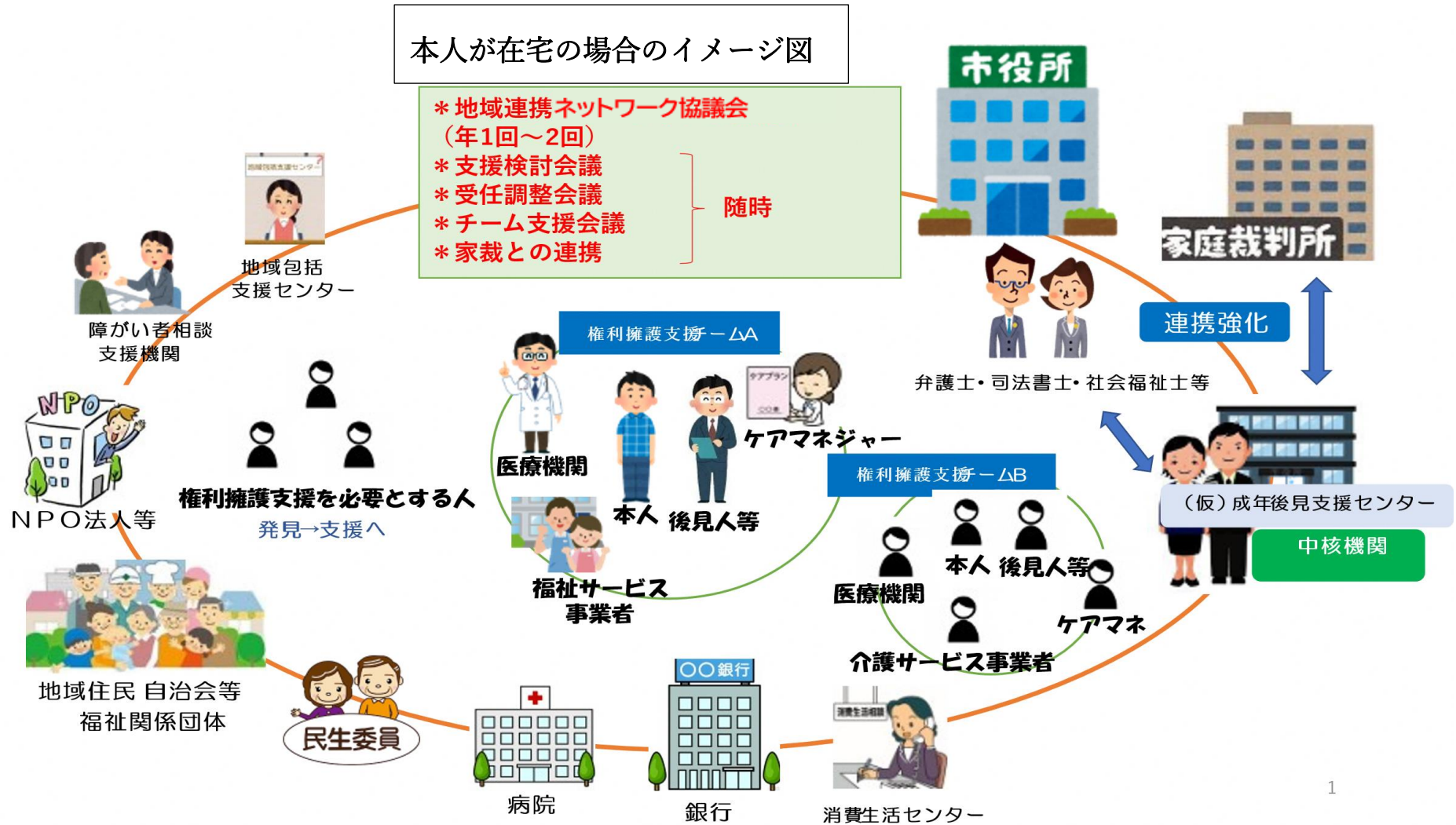
地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能  
 ～主に個別事案の支援に関する機能～  
 (基本計画p.11～p.15)

- ① **広報機能** 公的相談窓口がどこなのかを明示し広く知らせる
- ② **相談機能** 権利擁護支援のニーズをキャッチし、適切な支援につなぐ
- ③ **成年後見制度利用促進機能** 地域連携ネットワークの指令的機能を担う
  - (a) **受任者調整(マッチング)等の支援** 適切な後見人等が選出されるように調整を行う。
  - (b) **担い手の育成・活動の促進**  
 (市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
  - (c) **日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行** 社協が本人の金銭管理等を支援するサービス
- ④ **後見人支援機能** 親族、専門職後見人への地域でのバックアップ
- ⑤ **不正防止効果** 後見人の不正を防止する効果が期待できる

## 20 中核機関の役割

<p><b>1 司令塔機能</b></p>	<p>各地域において、様々な関係者の参加のもと、<u>権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想（基本構想）の設計とその実現に向け、工程を組んで進行管理、コーディネート等を行う。</u></p>
<p><b>2 事務局機能</b></p>	<p>各地域において<u>各種専門職団体、関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」の体制をつくり、地域課題の検討・整理・解決等を行う。</u></p> <p>この「協議会」等に自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、適切に運営していくためには、<u>事務局の機能が重要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関の事務局機能を担う。</u></p>
<p><b>3 進行管理機能</b></p>	<p>地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 権利擁護支援の方針の検討・専門的判断</li> <li>② 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断</li> <li>③ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断</li> </ul> <p>☞ これらを通じ、中核機関は、<u>権利擁護支援チーム（本人や後見人と、両者の活動等身近で支援する関係者）に対するバックアップ（形成支援・自立支援：困難ケースのケース会議等を含む）</u>を担保する。</p>

## 21 地域連携ネットワークの構築に向けて・多職種連携・権利擁護支援チームの形成





## 22 権利擁護支援チーム：支援者（多職種）との連携

- ◆ 本人の支援は、家族を含めた介護や医療の専門職、行政や近隣住民など様々な人の関りによって成り立っており、本

人が安心して生活するために必要な課題の解決を行っている。

☞ 多職種連携による支援

- ◆ 後見人と支援者の違いは、後見人は必要な法律行為を本人に代わって行う法律上の権限を持っていること

☞ 例：ケアマネジャーやホームヘルパーには施設入所の契約等の権限はない。

- ◆ 後見人が選任されたからといって後見人がすべてを抱え込む必要はなく、地域の支援者らと連携して情報を共有しながら各人の役割を意識して後見活動を行う。

☞ 権利擁護支援チームによる支援

## 23 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議で検討した概要

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備 (第4次吹田市地域福祉計画 2022年3月 P28)

2	成年後見制度の利用促進 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～	重点施策
<p>少子高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、<u>認知症などで判断能力が不十分となった人を家族だけで支援することは難しくなる</u>と推測されます。また、<u>知的障がいや精神障がい者（児）の親亡き後の生活に不安を抱える人がいる</u>状況があります。</p> <p>このような状況を踏まえ、<u>本項目を「吹田市成年後見制度利用促進計画」に位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年後見制度の利用促進に必要な機能について検討を進めます。</u></p>		

(2) 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議で検討した概要



開催年月	主 な 検 討 内 容
第1回 (R4.8 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○吹田市成年後見制度利用促進体制整備 (=中核機関の設置) 検討会議の設置について：( )内は明石の注</li> <li>○吹田市の成年後見制度に関する現状について 等</li> </ul>
第2回 (R4.11 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○吹田市社会福祉協議会のアンケート結果から見える現状と課題について</li> <li>○中核機関に求める機能・役割について 等</li> </ul>
第3回 (R5.2 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者からの意見について：コスモスの会（認知症家族の会）、当事者（障がい者）の親、障がい児の親（当日欠席のため事務局が意見を代読） ○弁護士会・司法書士会・社会福祉士会（三士会）との意見交換会について</li> <li>○開設当初の中核機関の機能・業務（案）について 等</li> </ul>
第4回 (R5.5 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の業務内容について：「広報機能」「相談機能」「地域連携ネットワークの構築」をまず重点取組事項として実施</li> <li>○地域連携ネットワークに係る合議体（案）について ○中核機関の運営体制について 等</li> </ul>
第5回 (R5.8 開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の実施計画と進捗管理</li> <li>○市長あての意見書について：中核機関を早期に設置・運営、中核機関を担う団体は吹田市社会福祉協議会が最も適切である。市民後見人に関する事業を実施すること 等</li> </ul>

## 24 予定されている吹田市の中核機関の主な業務内容

<b>1 広報機能</b> (1) 広報・啓発活動の実施：パンフレット、ホームページ、SNS等の多様な広報ツールの活用、意思決定支援等の分かりやすい広報・啓発 (2) 講座等の実施：制度を学べる全市的な講座の開催、福祉、医療等の支援機関との情報共有の醸成、出前講座の開催等
<b>2 相談機能</b> (1) 専門相談の実施：法律等の高度な専門知識や対応に弁護士等の専門職による相談の機会の提供等 (2) 権利擁護に係る相談対応及び支援の実施：制度全般の照会・相談に応じる等 (3) 支援機関からの相談対応：支援機関からの法律面での相談について専門職団体の支援を活用等
<b>3 成年後見制度利用促進</b> (1) ◆受任者調整（マッチング）等の支援：専門職団体との連携による支援を必要とする人に応じた適切な受任者を調整する等 (2) 日常生活自立支援事業との円滑な連携：日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行等 (3) 吹田市成年後見審判申立審査会への参加：市長申立てによる制度の利用を円滑に進めるために審査会に参加等 (4) ◆市民後見人の養成：市民後見人養成の推進に取り組む等
<b>4 成年後見人等への支援機能</b> (1) 親族後見人、後見活動を行う法人への支援等 (2) ◆市民後見人への支援：市民後見人の活動支援の推進に取り組む等
<b>5 地域連携ネットワークの構築</b> (1) 地域連携ネットワークの構築：行政、支援機関、専門職団体、家庭裁判所等で構成される地域連携ネットワークを構築等 (2) 協議会の運営：成年後見制度の利用促進に協力する体制づくりを進める合議体として協議会を設置、運営する等 (3) 権利擁護支援チームの形成・自立支援：成年後見人及び支援機関が協力して支援対象者を日常的に見守り、支援する「権利擁護支援チーム」を形成、◆そのチームの自立の支援等

(注1) 「◆」：将来的な取り組み

(注2) 専門職団体：大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会

## 25 成年後見制度の新たな担い手として期待されている市民後見人

### (1) 大阪府域の市民後見人の活動

市民後見人はこんな人です



家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民のことであり、専門組織による「養成」と「活動支援」を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を、地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手

「『市民後見人』とは何か－権利擁護と地域福祉の新たな担い手」  
『社会福祉研究』第113号13頁（2012年）より

自主的に養成講座に参加し、市民後見人バンクへの登録を希望する社会貢献への意欲が高い一般市民の方に、権利擁護の担い手としての役割が期待されています！

## (2) 市民後見人に期待される役割

### “大阪”の「市民後見人」に期待される役割

- 本人と同じ市民感覚・市民目線での活動
- きめ細やかな活動（概ね週1回程度訪問し、面会）  
☞ コロナ禍においては、面会制限下での工夫
- 身近な地域における支えあい



認知症等で本人が自分の意思を表すことが難しかったとしても、市民後見人が本人に寄り添って、さまざまなアイデアを用いて本人の気持ちや意向を引き出します。

### (3) 市民後見人の特徴

#### “大阪”の「市民後見人」の特徴

- **市民後見人が担当する案件は、後見類型であって、本人の財産が高額・複雑でなく、法的紛争もなく、親族の関わりも少ないものが基本となります。**
- **活動に際し、報酬を前提としません（つまりは無報酬です）。**  
☞ただし、活動にかかる事務費（後見事務費）は本人の財産から支払われます。
- **単独受任（一人で担当）します。**  
☞「受任」とは家庭裁判所で審判が確定し、市民後見人に選任されることをいいます。ただし、後述する専門職等の「活動支援」によりサポートします。
- **後見監督人を選任しません。**

30

## (4) 市民後見人を支える仕組み

### “大阪”の「市民後見人」を支える仕組み

- ① 十分な養成研修
- ② 市民後見人と行政、専門職の協働（チーム）による活動
- ③ 受任にあたって、市民後見人が活動しやすい環境等の調整  
（被後見人の住まいとの距離などを考慮）
- ④ 受任後の専門職による定期的な相談・助言
- ⑤ 定期的なフォローアップ研修の実施



日々の活動を市町村や市町村社会福祉協議会、  
大阪府社会福祉協議会が日常的にサポート





近い将来、吹田市で市民後見人が養成・活動されたら・というイメージ ~2Pで紹介した桑井さんを例にして~

たぶき

(5) 桑井千里さんに市民後見人の田吹泉さんが選任されました！

## ひとり暮らしをしている桑井さん (82歳女性、認知症)

- ✓ 娘は週に1回程度電話をしているが、最近特に会話が成り立たないことが多い。
- ✓ Aさんの様子がおかしいと思った娘が、地域包括支援センターに相談したところ、成年後見制度の利用について説明を受けた。
  - ✓ その後、娘は、家庭裁判所にAさんに成年後見人をつけて欲しいという申立てをした。その際に、娘自身が後見人になることも考えたが、遠方であるため、第三者を後見人を選んでもらうことを希望した。
  - ✓ **桑井さん宅から自転車で15分ほどの所に住んでいる田吹さんが市民後見人として選任された。**



市民後見人の田吹泉さん (54歳 主婦)。母親の介護でお世話になったお返しとして何か地域に役立つことをしたいと考えて市民後見人を希望されました。同じ地域に住む市民としての活動で、週1回程度訪問し、ご本人の桑井さんと面会されています。ご本人は後見類型で、財産が高額でなく、法的紛争もない、娘さんは遠方にお住まいで支援が期待できません。

33

31

## 26 大阪府域で中核機関を設置、市民後見人の養成・活動を支援している自治体について

(1) 中核機関を設置している自治体 (11市1町/41市町村)

(R5.10.2 現在)

自治体名	中核機関の設置場所・名称
堺市	各地域包括支援センター、各障害者基幹相談支援センター
岸和田市	成年後見センター
豊中市	豊中市権利擁護・後見サポートセンター
枚方市	ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけん ひらかた」
八尾市	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとネット」
泉佐野市	成年後見支援センター
富田林市	健康推進部高齢介護課、子育て福祉部障害福祉課、子育て福祉部増進型地域福祉課
東大阪市	東大阪市成年後見サポートセンター
泉南市	泉南・田尻成年後見総合センター
交野市	福祉部福祉総務課 (ゆうゆうセンター)
大阪狭山市	さやま成年後見センター
田尻町	泉南・田尻成年後見総合センター

(3) 市民後見人養成・活動支援を実施している自治体

(R5.12.1 現在)

実施自治体数	21市町 (17市4町)
実地自治体	池田市、豊中市、高槻市、茨木市、枚方市、門真市、東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

## 27 まとめ

(1) 成年後見制度の利用が必要な高齢者・障がい者が増加しているが、制度の利用が進んでいない。



(2) 成年後見制度の利用を促進するため、利用促進法が制定され、成年後見制度利用促進計画の策定が規定された。



(3) 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築していく必要があり、その地域連携ネットワークをコーディネートする中核となる機関である「中核機関」を設置することが求められている。  
吹田市においては R6 年度に中核機関を設置することとしている。

又、中核機関は、地域連携ネットワークをコーディネートするとともに、日常的に本人の生活を見守る権利擁護支援のチームの形成を支援し、権利擁護支援チームが適切に機能していくように自立支援（サポート）も行っていくこととしている。



(4) 吹田市の中核機関は次の機能を担う。

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| ア、 広報機能         | オ、 不正防止効果                     |
| イ、 相談機能         | カ、 地域連携ネットワークのコーディネートを行う司令塔機能 |
| ウ、 成年後見制度利用促進機能 | キ、 協議会を運営する事務局機能              |
| エ、 後見人支援機能      | ク、 進行管理機能                     |



(5) 吹田市では、成年後見制度の担い手としての市民後見人等の養成・活動支援の取組みが予定されている。

## 28 スマホで学ぶ成年後見制度（成年後見制度についてのウェブサイトの例）

- 1 最高裁判所 後見等開始申し立てをお考えの方に（制度に関する説明、申立書式等ダウンロード）
- 2 最高裁判所 （動画）「ご存じですか？後見人の事務」成年後見（手続き説明等）
- 3 厚生労働省 「成年後見はやわかり」（家族・地域の皆様へ、動画でわかりやすく 等）
- 4 大阪家庭裁判所 後見センター（後見制度の手続の取り扱いなどの案内）
- 5 大阪家庭裁判所 （動画）令和5年憲法週間行事「よくわかる！成年後見制度～申し立てから後見開始までの流れ」等
- 6 大阪府社会福祉協議会 権利擁護室「市民後見人のひろば ショートムービーはこちらをクリック」
- 7 大阪市成年後見支援センター「市民後見人」

大阪市市民後見活動啓発動画「同じ地域の市民による後見活動」（ショートムービー）